

青梅市と株式会社ドールとの
包括連携協定書

青梅市と株式会社ドールとの包括連携協定書

青梅市（以下「甲」という。）と株式会社ドール（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙の双方が抱える課題について、相互が連携することにより解決し、甲の地域および乙の事業のより一層の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲および乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、取り組むものとする。

（1）地域の環境の保全および保護に関すること。

（2）健康的な食生活の啓発に関すること。

（3）フードロスに関すること。

（4）地域経済に関すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項に関すること。

2 甲および乙は、連携事項を効果的に実施するため、具体的な内容について、別途協議を行い、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第4条 甲および乙のいずれかが、本協定の解約を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の解約を行うことができるものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第5条 甲および乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含む。）と関係を持たないことを約する。

2 甲および乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当す

る行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いた信用毀損
または業務妨害

(3) その他前2号に掲げる行為に類似するもの

3 甲および乙は、相手方が第1項の規定に反すると合理的に認められる場合または相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなくただちに本協定を解除することができる。

(守秘義務)

第6条 甲および乙は、第2条第2項の規定による連携事項の具体化の検討およびその決定した内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示または漏えいをしてはならない。ただし、乙においては、関係会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第25号に定める関係会社をいう。）に対し、連結財務諸表作成目的のため合理的に必要となる範囲においてのみ提供・開示する場合はこの限りでない。

2 甲および乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲または乙から書面により特段の申出がない場合、同一の内容でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(遵守事項)

第8条 甲および乙は、本協定のほか、甲が定める条例・規則等および関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、双方が記名押印して、各自がその１通を所持するものとする。

令和７年７月２４日

甲 青梅市

代表者 青梅市長 大勢待 利明

乙 東京都中央区日本橋箱崎町３６番２号

D a i w a リバーゲート１１階

株式会社ドール

代表取締役社長ＣＥＯ 青木 寛